

特別支援教育就学奨励費

(様式第21号)

1人につき1枚必要です

学校コード  
(学校処理欄)

年度(20 年度) 通学用品購入費申出書

大阪市教育委員会 へ

次の領収書等のとおり購入しましたので申告します。

年 月 日

児童生徒 名前	学校名	大阪市立 小・中学校 義務教育学校 第 学年	申請 (保護者)	住所	大阪市 区 電話番号( - - )
	フリガナ			フリガナ	

品名	数量	購入年月日	金額
1		年 月 日	円
2		年 月 日	円
3		年 月 日	円
4		年 月 日	円
5		年 月 日	円
6		年 月 日	円
7		年 月 日	円
8		年 月 日	円
9		年 月 日	円
10		年 月 日	円

購入金額計(領収書等の合計金額)

円

上記購入金額の1/2

(委員会処理欄)

円

領収書等貼付欄 (領収書は原本に限ります。)

領収書等計

通貼付

(領収書等が大きい場合や枚数が多い場合は裏面も利用してください。)

この申出書により、支弁区分が 段階又は 段階に決定された児童生徒の保護者に、「通学用品購入費」を限度額以内で支給します。

通学用品購入費は、学校徴収金実費相当額の半額と合わせて、小学校(義務教育学校・前期)は 円以内、中学校(義務教育学校・後期)は 円以内を支給します。

領収書は、品名、購入年月日、金額、購入先等の明記されたもの(レシート可)で、手書きの場合、領収印が必要です。領収書がない場合または領収書の金額に訂正が見られる場合は支給できません。

通学用品購入費の対象品は、標準服(制服)、通学用ポロシャツ、通学用ブラウス、体操服、ランドセル、カバン、ナップザック、通学用靴、防寒具、通学用帽子、レインコート、雨傘、雨靴、水筒など学校の通学のため通常必要なものに限り、(ノート・えんぴつなどの文房具類、書道セット・絵の具セットなどの教具類、水着など授業で使用するのは該当しません。)

購入年月日は、 年4月から 年7月末日までに限ります。

提出された申出書及び領収書は、原則として返却しません。